

● **もし、「障害者の虐待」を疑うようなことに気づいたら、相談(通報)してください。**

障害者が家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の事業主などに虐待されているなど、障害者の虐待にかかわる通報などの相談は、障害者虐待防止センターまでお寄せください。障害者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いします。

● **相談・通報窓口** ●
神戸市障害者虐待防止センター
 電話 (078) 731-0101
 FAX (078) 731-0801

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所での虐待は神戸市監査指導部

電話 (078) 322-5232 FAX (078) 322-6045
 電話は平日8時45分から17時30分まで
 FAXは休日夜間受付(受信)のみ

事業主など使用者による職場での虐待は

神戸市障害福祉課

電話 (078) 322-5228 FAX (078) 322-6044
 電話は平日8時45分から17時30分まで
 FAXは休日夜間受付(受信)のみ

兵庫県障害者権利擁護センター

電話 (078) 362-3834 FAX (078) 362-3911
 電話は24時間対応
 FAXは休日夜間受付(受信)のみ

家庭の障害児(18歳未満)の虐待は

こども家庭センター

電話 (078) 382-2525 [平日8時45分から17時30分まで]
 電話 (078) 382-1900 [夜間休日 通報]
 FAX (078) 382-1902 [受信のみ]

家庭内の高齢者虐待の相談・通報については、お近くのあんしんすこやかセンター まで

※ お近くのあんしんすこやかセンターについては、神戸市介護保険課 (078) 322-6228または区役所まで


※ その他、障害者についての相談は、区役所あんしんすこやか係及び障害者相談支援センターで受け付けています。

障害者の虐待を見つけた時には、
すみやかに通報を!!



● **障害者の虐待は、**

- どこにでも起こる身近な問題です。
- 虐待をしている人に、虐待をしている認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないので、自分からSOSを出せないことがよくあります。
- そのため、まわりの人が虐待のサインを見逃さず、通報相談することが虐待の予防や防止につながります。


 United Nations
 Educational, Scientific and
 Cultural Organization

**City of Design
 KOBE**
 Member of the UNESCO
 Creative Cities Network
 since 2008

リサイクル適正 (A)
 この印刷物は、印刷用の紙へ
 リサイクルできます。

平成26年3月発行
 神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課
 神戸市広報印刷物登録
 平成25年度 第354号(広報印刷物規格B-1類)

神戸市



● こんなことが虐待になります

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。またこれらが重なって行われる場合もあります。

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える

など

性的虐待

無理やり(また同意とみせかけ)わいせつなことをしたり、させたりする

など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、わざと無視するなど、精神的苦痛を与える

など

放棄・放任

食事や水を十分に与えない
必要な医療や福祉サービスを受けさせない

など

経済的虐待

年金や賃金などを渡さない
本人の同意なしに財産を処分する

など

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法には、5つの虐待が明記されています。

● こんな虐待のサインを見逃していませんか？

下記のチェックリストは、虐待のサインに気づくためのチェックリストです。

① 身体的虐待のサイン

- 体に傷やあざ、火傷のあとがしばしばある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場に行きたがらない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする

② 性的虐待のサイン

- ひと目を避けたがる、部屋にひとりでいたがる
- 人に相談するのをためらう
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 不自然な歩き方をする、座っていることが困難になる
- 肛門や性器からの痛みを訴える

③ 心理的虐待のサイン

- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 自分で自分を傷つける行為をする
- 身体を委縮させる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる

④ 放棄・放任のサイン

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる
- 学校や職場などに出てこない
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否する、受診を勧めても行った気配がない
- いつも汚れた服を着ている

⑤ 経済的虐待のサイン

- 年金等がどう管理されているか知らない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- サービス利用料等の支払いができない
- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 持っている資産と生活状況の落差が激しい

